

愛媛県福祉サービス第三者評価機関公開情報

愛媛県 認証番号		認証有効期間 (令和4年10月10日～令和7年10月9日)			
		4保第797号	初回認証年月日	平成22年9月21日	
全国 認証番号		認証有効期間 (令和4年5月1日～令和7年3月31日)			
		第 2409-007-04 号	初回認証年月日	令和 年 月 日	
他県 認証番号					
			初回認証年月日		
評価機関名		特定非営利活動法人 JMACS (ジェイマックス)			
代表者名		中野 博子			
評価 担当 部署	部署名	福祉サービス第三者評価室			
	責任者	役職名	理事	氏名	首藤 京子
	所在地	愛媛県松山市三番町6丁目5-19 扶桑ビル2階			
	電話・FAX	TEL 089-913-0302 FAX 089-913-0348			
	HP	http://jmacs.jp			
	E-mail	info@jmacs.jp			
評価対象分野 (施設)		県策定評価基準	使用 状況	評価対象施設等	
		保育所版	○	保育所	
		児童館版	○	児童館	
		認定こども園版	○	幼保連携型認定こども園 認定こども園 (幼保連携型以外)	
		児童養護施設版	○	児童養護施設	
		母子生活支援施設版	○	母子生活支援施設	
		乳児院版	○	乳児院	
		児童自立支援施設版	○	児童自立支援施設	
		児童心理治療施設版	○	児童心理治療施設	

	障がい者・児福祉サービス版	○	居宅介護 生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型） 就労継続支援（B型） 共同生活援助 障害者支援施設（施設入所支援＋日中活動事業） 多機能型 児童発達支援センター 障害児多機能型 障害児入所施設（福祉型） 障害児入所施設（医療型）
	救護施設版	○	救護施設 授産施設
	高齢者福祉サービス版	○	特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 訪問介護 通所介護 短期入所生活介護 有料老人ホーム
	老人保健施設版	○	老人保健施設
	ファミリーホーム版	○	ファミリーホーム
	自立援助ホーム版	○	自立援助ホーム
	放課後児童クラブ版	○	放課後児童クラブ
評価調査者 計 15 名	研修修了者 番号	所属評価調査者の資格・経歴等	
	愛福評07015	資格：組織運営管理/税理士 税理士事務所所長、法人・福祉施設等の経営管理・指導業20年、 協会認定公益法人アドバイザー、四国税理士会・情報システム委員	
	愛福評19104	資格：組織運営管理/医師 小児科医師、小児科医院副院長 遊友学舎塾長（学童保育施設）、NPO理事長	
	愛福評10014	資格：社会福祉士/大学准教授 愛媛県子ども・子育て会議委員、愛媛県国土利用計画審議会委員、 愛媛県教育委員会スクールソーシャルワーカースーパーバイザー、 松山市社会福祉審議会専門員・地域福祉専門委員会・民生児童委員専門委員	
	愛福評12017	資格：組織運営管理/保育士/産業カウンセラー 知的障害児施設、整肢療護園（現子ども療育センター） 県内児童相談所等 計40年勤務実績	
	愛福評22104 SK2021244	資格：組織運営管理/社会福祉士 NPO運営、NPO理事、介護サービス情報公表制度調査員	
	愛福評14002	資格：学識経験者/社会福祉士 元大学教授、大学非常勤講師	
	愛福評19102	資格：保育士 昭和63年～平成20年 保育園勤務	
	SK2022030	資格：組織運営管理/保育士 保育園勤務、保育園長、市役所勤務 元児童館館長を経て松山市社会福祉事業団勤務	

	愛福評18001	資格:保育士 知的障害児施設、子ども療育センター、県保育専門学校教務主任 計40年勤務実績
	愛福評22102	資格:看護師/保健師/助産師/高等学校教諭一種 私立高等学校勤務15年、保健所、公衆衛生課、在宅支援センター 子育て支援相談室、保険健康課、公益財団法人勤務
	愛福評22103	資格:組織運営管理/小学校1級教諭免許 児童自立支援施設勤務25年、障がい者支援施設施設長
	愛福評21003	資格:組織運営管理/高等学校教諭専修免許/放課後児童支援員 学童保育施設運営管理業務
	愛福評21004 B2021094 S2021099	資格:組織運営管理/保育士/幼稚園教諭第二種免許 保育園勤務、保育園長、市役所勤務
	愛福評21005 B2021093 S2021098	資格:組織運営管理/保育士/幼稚園教諭第二種免許 保育園勤務、保育園長、市役所勤務
	B2021092 S2021097	資格:社会福祉士/介護支援専門員 病院・介護施設勤務10年、外部評価調査員 介護サービス情報公表制度調査員
第三者評価の手法	別紙 手法に関する規程・標準的な評価の流れ	
料金	300,000円	・利用者調査を含む ・1法人で2施設以上実施する場合は1割引
評価に関する 異議・苦情 申立窓口	責任者職・氏名	理事長 中野博子
	窓口担当者職氏名	理事 首藤京子
	電話・FAX	TEL 089-913-0415 FAX 089-913-0348
	E-mail	info@jmacs.jp
	受付日及び時間	月～金:10時～17時(年末年始、祝日除く)
評価調査者の 研修計画	県主催継続研修、評価機関主催フォローアップ研修	
評価結果の 公表方法	愛媛県HP、WAMNET(ワムネット)	
第三者評価以外の 主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービスに関する情報収集と公開</li> <li>・介護サービス情報の公表制度調査機関</li> <li>・地域密着型サービス評価事業</li> <li>・松山市内で放課後児童健全育成事業として学童保育事業及び生活体験プログラムを実施</li> </ul>	
第三者評価の実績	<p>松山市立粟井保育園 松山市立東雲保育園 松山市立山越保育園  松山市立松山保育園 松山市立国津保育園 愛媛県立えひめ学園  松山市小栗寮 松山市立味生保育園 松山市立朝美保育園  松山市立久米保育園 西条市くるみ荘 西条市すみれ荘  新居浜市立清光寮 新居浜市立慈光園 松山市立中須賀保育園  今治市母子生活支援施設ふたば荘 新居浜市立東新学園  ヘルパーステーション月と太陽 松前町立松前保育所  近永乳児院 近永愛児園 愛媛県立愛媛母子生活支援センター  松山市立生石保育園 松前町立二名保育所  デイサービスセンター東予 よんでんライフケア道後  松前町立白鶴保育所 松前町立小富士保育所 きほく優愛の里  キッズパオあおぞら園 松前町立黒田保育所 松山市立八雲保育園  松山乳児院 松山信望愛の家 あすなる学園 松前ひまわり保育所</p>	
事業実施にかかる 規程等	運営規程、守秘義務に関する規程、倫理規程等	

評価機関自己PR欄	<p>特定非営利活動法人JMACSは、高齢者の福祉環境の向上を目指して平成13年に愛媛県に在住する仕事を持った女性たちで立ち上げた団体です。</p> <p>平成17年度より指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所において実施するサービス評価事業と、平成18年度からの介護サービス情報の公表制度調査事業の調査機関としての業務を行っています。</p> <p>福祉サービス第三者評価事業については、これまで調査事業に携わった経験を生かし福祉サービス事業者・施設等とともに、利用者へのサービスの質の改善と向上を図ることを主たる目的としています。</p> <p>第三者評価を実施するにあたり、客観的・公平・中立な評価を行い事業所の取り組み 努力されている点を積極的に評価します。</p> <p>評価調査者の研修に真摯に取り組み、サービス向上のきっかけとなるような評価をめざします。</p>
-----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 福祉サービス第三者評価の手法に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人JMACS（以下JMACSという。）が、愛媛県福祉サービス第三者評価業務実施要領（以下「県要領」という。）に基づき実施する福祉サービス第三者評価（以下「評価」という。）について、評価の手法を定めることにより、評価業務の適切な執行を確保することを目的とする。

### (評価の申込み)

第2条 JMACSは、評価を受けようとする事業者から、別紙受審申込書により評価の申込みを受付ける。

### (契約)

第3条 JMACSは、事業者の申込みに応じるときは、当該事業者と別紙契約書により評価に関する契約を締結する。

2 JMACSは、契約に当たり、事業者に事業の趣旨、評価内容、評価の手法、評価機関に所属する評価調査者（以下「評価調査者」という。）等の重要事項を事前に説明しなければならない。

### (評価基準)

第4条 評価は、県要領第2条に定める評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき行う。

2 県要領第2条ただし書きにより、あらかじめ県に提出した設定項目がある場合には、事業者との協議により、これを前項に加えたものを評価基準とする。

### (評価調査者)

第5条 JMACS及び評価調査者は、評価の実施に当たって、サービス利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）の意思に十分配慮し、評価機関の倫理規定に則った評価を行うものとする。

2 評価は、2人以上（組織運営管理分野の担当者及び福祉サービス分野の担当者をそれぞれ1人以上含む。）の評価調査者が一貫して行うものとする。

3 JMACSは、事業者に、担当する評価調査者の氏名及び主な経歴を伝えるものとする。ただし、やむを得ない事情により評価調査者を確定できないときは、契約後すみやかにこれを確定し通知するものとする。

### (事前説明)

第6条 JMACSは、あらかじめ事業者を訪問し、評価の趣旨説明、職員及び利用者等への周知方法、評価の具体的方法並びに評価項目等について、事業者又は利用者等に事前説明を行うものとする。

2 前項の事前説明の時期、説明内容の詳細等については、事業者との協議による。

### (評価の手法)

第7条 評価の手法については、書面調査及び訪問調査を必須とし、他に事業者との協議により利用者調査を行うものとする。

(1) 書面調査

書面調査は、評価基準に基づいて行う事業者の自己評価の結果及び当該事業者の組織及び事業の概要等を示す書類等に基づいて行う。

(2) 訪問調査

訪問調査は、書面調査及び次号に規定する利用者調査の集計・分析結果を踏まえ、現地において評価基準に沿って、組織運営やサービスの実施状況を把握・検証する方法により行う。

(3) 利用者調査

利用者調査は、事業者との協議により、アンケート又は聴き取り調査等の方法により行う。なお、対象者の抽出方法、利用者からのヒアリングの実施手順及び利用者調査の結果のとりまとめ方法等については事業者と協議のうえ実施する。

(評価結果の報告)

第8条 JMACSは、本規程に定める方法に従って評価を実施し、評価結果について報告書を作成し、事業者に対し提示するとともに、その内容について説明するものとする。

2 前項の事業者への説明の手順及び、職員又は利用者等への説明等の詳細については、事業者との協議によるものとする。

(評価結果の公表及び同意)

第9条 JMACSが行う評価結果の公表は、愛媛県福祉サービス第三者評価結果公表要領に定める公表事項（以下「公表事項」という。）の内容を満たすものとし、これに事業者との協議により、独自の評価結果等を加えることとする。

2 JMACSは、前項の評価結果の公表について、評価結果の公表に関する同意書により事業者の同意を得るものとし、同意が得られなかった場合は、公表しないものとする。

3 JMACSが行う評価結果の公表は、独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉保健医療情報ネットワークシステム「ワムネット」（以下「ワムネット」という。）を利用するほか、事業者との協議により、その他の方法により公表することとする

4 JMACSが行う評価結果の公表期間は、評価結果を事業者が受理した日の翌年度から3年間とする。

(県への報告)

第10条 JMACSは、取りまとめた評価結果を事業者に報告した日から起算して30日以内に、公表事項に事業者の同意書を添付して、県に報告するものとする。

2 JMACSは、前条の評価結果の提示に当たり、事業者から第三者評価結果に対する事業者のコメント（以下「コメント」という。）を提出することができることを説明し、この提出があった場合には、併せてこれを添付して報告する。

3 JMACSは、第1項の報告後、事業者からの前項のコメントの追加提出があった場合は、速やかに県に報告する。

4 JMACSは、第2項及び第3項のコメントの提出があった場合には、事業者に、改善状況を確認できる資料の提出を求め、この提出がない場合又は改善が確認されない場合には評価機関としての意見を付して、県に報告するものとする。

(評価調査者の責務)

第11条 評価調査者が評価業務に従事する場合は、必ず当評価機関に所属する評価調査者であることを証する身分証明書を携帯し、事業者及び利用者等に対する調査等を行う場合は、これを提示し、身分を明らかにした上で実施するものとする。

(評価調査者の禁止行為)

第12条 評価調査者は、調査の実施に当たって、次の各号に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 事業者から評価料金とは別の金品を受け取ること
- (2) 事業者及び利用者等の人権を侵害すること
- (3) 法令に違反すること
- (4) 事業者又は利用者等に対する宗教活動、政治活動、その他迷惑行為
- (5) 事業者又は利用者等に対する営利を目的とした活動、営業行為
- (6) その他社会通念上不正な行為

(その他)

第13条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月10日から施行する。